

令和5年第3回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 5月15日（月曜日） 会期 1 日間
 閉 会 5月15日（月曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
5. 15	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明 質疑、委員会付託省略、討論、決定 議員全員協議会 閉 会

令和5年第3回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 5 月 1 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年5月15日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和5年5月15日 午前11時01分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		比 嘉 義 弘			
	1 2 番 議 員		名 幸 利 積			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長			
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長			
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長			
	会 計 課 長		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	住 民 生 活 課 長		健 康 保 険 課 長			
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長					
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和5年5月15日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第22号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	同意第2号	北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
5	同意第3号	北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
6	同意第4号	北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和5年第3回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉義弘議員及び名幸利積議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日

間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

おはようございます。では、議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第22号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年5月15日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,669,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		595,546	3,600	599,146
	2 基金繰入金	595,545	3,600	599,145
歳入合計		8,666,022	3,600	8,669,622

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,511,777	3,550	1,515,327
	1 総務管理費	1,330,492	1,350	1,331,842
	2 徴税費	108,372	2,200	110,572
13 予備費		20,214	50	20,264
	1 予備費	20,214	50	20,264
歳出合計		8,666,022	3,600	8,669,622

詳細につきましては、副村長が御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私より、令和5年度一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書にて説明を申し上げます。

今回の補正予算は、固定資産評価審査委員会決定取消請求事件に関する補正となっております。

まず、歳入のほうから御説明いたします。5

ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金360万円の増につきましては、今回の補正予算の財源不足を補うための基金からの繰入金となります。

続きまして、歳出でございます。6ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料135万円の増につきましては、今回の固定資産評価取消請求事件に関する弁護士着手金等の委託料となっております。

続きまして、7ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料220万円の増につきましては、今回

の事件に関する訴状の資料精査などのため検討業務を不動産鑑定士に委託するものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

13款予備費、1項予備費、1目予備費5万円の増につきましては、10万円未満の端数調整のためでございます。予備費にそのまま積み増しをしてございます。

以上となります。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは補正予算の質疑をさせていただきます。

今回、弁護士委託料ということと、先ほどから言っているように固定資産の評価取り消しに対しての補正ではありますけれども、この内容ですね、委員会でお話があったという話でもあるんですけれども、委員会の中では、休憩の中で話されたというような意味合いがあって、しっかりこれは残していかないといけない部分ではないかなと思っています。村議会として、その内容もですね、しっかり。この辺、この説明がなされていないのでどういった案件でどういった取消しなのか。また、村としてどういった対応、どういうふうに考えているのか。この辺までもし聞かせていただければよろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

お答えします。

今回の固定資産評価審議委員会の訴状についてなんですが、まず固定資産税の評価、価格の決定についてはですね、固定資産評価委員、これは先に議会のほうで承認していただいた税務

課長が固定資産評価委員として、固定資産の評価をしております。その後、に村長が最終的な価格を決定するというような流れになって、そこで各固定資産の所有者のほうに納税通知書を発送します。その価格に基づいて、もし所有者のほうがこの価格の決定について不服がある場合には固定資産評価審査委員会のほうに申出を行います。そこで固定資産評価審査委員会のほうで審査をなされた結果、今回審査会のほうでは村の価格の決定は正しいということで申出を棄却した形になっております。そこで所有者としては、その固定資産評価審査委員会の決定についてまだ不服があるということで、今回裁判を起こしているような流れになっておまして、その内容としては、土地所有者のほうは、先ほど御説明しました、本村ライカム地区の土地所有者なんですけど、ここの固定資産評価が適正な価格ではないということで裁判を起こしているわけですけども、村の姿勢としては、固定資産の価格の決定については今回また補正にも計上しておりますが、不動産鑑定士のほうに委託して、その委託した内容も加味して価格を決定しているということなので、村としてはこの価格の決定は正しいという姿勢になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今、課長が答弁されましたけれども、不動産鑑定も入れてしっかり決定した事項ではありますよという話ではありました。しかし、また今回220万円かけてこの関連業務で再度鑑定業務を入れるという話、今副村長の話でしたけれども、それはどういった意味合いがあってやるのか。あとこのライカム地区というんですけれども、広いですよ。その訴えを起こした個人の方だけの鑑定をするのか。もっとほかに広めてやる考えがあるのか。いろいろどういふふうな

決定が裁判で下されるか分からない場合に、いろいろ考えないといけない部分はあると思うんですけども、どういうふうに考えているのか、この鑑定に関してですね。よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

今回の固定資産の評価についてはですね、まず固定資産というのは3年に一度評価替えを行います。今回が令和3年度の評価替えについての価格の決定になるわけですが、評価する際に対してはライカム地区であると、全村そうなんですけれども、まず区分け、区分分けをします。住宅地域、また商業地域、工業地域、最終的に区分分けをして、このライカム地区については商業地域と、村としてはイオンモールがある一帯については商業地域として評価をしているわけですが、そこの商業地域に標準宅地を設定します。ポイントを打ってですね、この商業地域の中でも標準的な宅地としてここにポイントを打って標準宅地を設定して、その標準宅地を基に鑑定士さんがこの地域の一帯を1筆ごとに評価をしていきます。この評価をした土地について、今回はイオンモールライカムの中の1筆について訴訟を起こされているわけなんですけれども、今回の委託料については鑑定評価についても、先ほど申しました区分分け、商業地域の中に売買価格とか、1筆だけではなくて地域の売買価格とか、鑑定士さんだけで決定するわけではなくて、沖縄県の鑑定士協議会というのがありまして、その中でまたこの地域はこの価格で正しいのかとか勉強会を開きます。その資料の提出とか、もしくはこの地域の不動産鑑定の評価、内容が正しいという書類ですね、そういったものを精査していただいて、再度また不動産鑑定を行うのではなくて、この不動産鑑定にいったこの資料の内容をまた精査していただくという

ような形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁だと、再度鑑定をし直すのではなくて、我々村がしっかりやったという資料を肉付けするためにやるという考えでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

上間議員おっしゃるとおりでございます、今回の訴状の内容についても専門的な知識を要するということになると思いますので、この訴状の内容についてもこちらから質疑して、回答をいただくという形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねをします。

2款1項1目12節、この弁護士委託料ですね、弁護士は顧問弁護士を新たにその訴訟に対しての委託料なのか、別の弁護士を雇うのかをお尋ねします。

それから今現在で確定している訴訟に対するスケジュールですね、これをお聞かせください。

それから次のページの2款2項2目12節委託料ですね、今上間議員からもありました訴訟関連検討業務委託料ですね、この原告の方が不服申立てをして、そしてそのときの審査委員会が村の課税は妥当であると、間違っていないという判断に対して不服申立ての訴訟ということですが、この不動産を鑑定に入れるのは、そのときが間違っていないという判断に肉付けをするということなんですが、振り返ってみて、この鑑定とかいろんなこれから協議をして、逆にそ

の原告の方の課税が、評価がもっと高くなると
いうことも考えられませんか。その場合どうな
るのか。それをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

弁護士についてですが、現在いる顧問弁護士
に委託するわけではなくて、新たに弁護士に委
託します。この方は以前にも村を被告として訴
えられた裁判に携わってきた弁護士でございま
す。

次にスケジュールなんですけど、まず裁判所の
ほうから5月23日までに答弁書を作成して、5
月30日に出頭命令が今来ています。それから裁
判がどれぐらい期間的なものはまだ明確になっ
ていってませんが、一、二年はかかるんじゃないか
というのが弁護士の見立てでございまして。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

まず、先ほど3年に一遍評価替えをするとい
うふうにお答えしましたが、3年に一遍の評価
替えて1期年度には評価替えして、よく3年後
には評価替えという形になるんですけども、
その間にも毎年下落修正があるかということで
鑑定評価をしております。そのときに、例えば
3年に一遍なんですけれども、2年目に下落修
正の不動産鑑定をした結果、当時の価格より土
地の価格のほうが下落した場合には修正を行
います。逆に土地が上昇した場合には据置とい
う形で固定資産の場合には税を決定するんです
けど、今回再度不動産鑑定を行うのではなくて、
不動産鑑定に対しての専門的な知識が出た場
合には、この不動産鑑定士のお力をいただくよ
うな形になりますので、今回の裁判の結果で
下落するのかわかるのかというわけではあり
ません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

今回の訴訟内容については、村の適正な価格、
もちろん村が標示した価格に対して訴訟を起
しておりまして、原告側については独自で計
算した土地の価格が正しいということで訴訟
を起こしているわけで、今回もし村の価格が
正しいのであればそのまま評価するんですけ
れども、万が一原告のほうで算出した税額
が正しいのであれば、裁判所からの指示で
修正する可能性があるということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

すみません、説明不足で申し訳ないんです
けど、今回の委託料についてはですね、再調
査、不動産を鑑定する調査を行うのではなく
て、あくまでも令和3年度に調査した価格
が正しいということに対しての肉付けなん
ですよ。なので今回の裁判で価格が上昇
するということはないです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、2款1項1目12節の弁護士委託料
ですね、顧問弁護士とは別に雇うという
ことであり

ます。訴訟に備えてという、専門的な知識が必要ということではありますけれども、この顧問弁護士、過去にもあったかもしれませんが、今後の顧問弁護士の位置づけというんですか、いろんな訴訟とかに備えての顧問弁護士がいると思うんですけれども、こういうような専門的なことがあると、また別の弁護士を雇うということに関してちょっとずれるかもしれませんが、今後の顧問弁護士の在り方というんですか、どういう方がふさわしいとお考えなのか。こういうことももしかしたら、今後はいろんなことが起きるかもしれませんが、いかがですか。今後の顧問弁護士の在り方というのは。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

名幸議員の御質疑にお答えします。

弁護士も専門の各分野においての専門性がありますので、ある意味では相対的に法律相談とか住民の相談に乗れる弁護士が顧問弁護士にふさわしいかなど。ただ、今やろうとしていることはあくまでも税に精通した方の弁護士ですので、別途採用する必要性はあると思います。そして今おっしゃっていたように、最初から顧問弁護士としてそれでもいいんじゃないかということはあるんですけども、でもまたその弁護士について、別の案件の専門性のある訴訟問題が起こったら、また同じようなことをやると思っていますので、今は顧問弁護士として相対的にいろんな相談に乗れる、事務の相談に乗れる、あるいは行政の相談に乗れる顧問弁護士で適切かと思えます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくをお願いします。

今回、この税に対する不服申立ての訴えということで、一般住民がこの税金はおかしいんじゃないかと訴えられていることだと思われま。我々一般住民からすると、税務課の方がこれだけ税金を払ってくださいということであれば、それが適正じゃないかなと普通に思うんですが、この方がなぜ不服に思ったのか。どういったところで不服に思ったのか。そしてその原因はどこにあったのか。さらに今回このような不服申立ての訴えがあったんですが、今後起こらないように次からの対策は取られているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

今回の訴訟の不服申立てについてはですね、まずライカム地区一帯、向こうの一帯は旧ゴルフ場でした。その際には評価として雑種地評価をしております。そこを区画整理をした上で、またこのライカム地域については再度鑑定評価をしないといけないということがありまして、まず今も宅地が立っておりますが、もともと一帯が雑種地評価だったのを宅地評価にしたり、商業地域にしたりというような評価をしないといけないんですが、その際にライカム地区についてはきちんとした評価がされていなかったの、当初屋宜原地域の評価を、屋宜原地域と島袋地域があるんですが、村としては屋宜原地域のほうの価格をライカムに持ってきたということで、ちょっと税を抑えたという形にしております。その後、令和3年に新たにライカム地区の評価をして、そこがもちろん雑種地から宅地に、宅地からまたライカム地区の評価にということで、この税については、一段には言えないんですけども、栄えている土地であれば上昇する傾向がありますので、それが三段階に分けて税が上昇していったということになっております。なので土地所有者としては、毎年税が上

がるということになっていきますので、そこで評価は何倍にも増えるというのはおかしいんじゃないかということになって、本人が独自で算出した額が正しいということで、今回訴訟を起こしているというような形になっております。税については、やっぱり土地の変動があった場合には、先ほど御説明しましたもともと原野だったのが雑種地になったり、雑種地だったのが原野になったりとか、毎年変わる傾向があります。そこについて村の評価がどうなのかということになっていきますので、もちろん担当が村内の土地をパトロールはしているんですが、そこで見落とした地域があった場合には、これはまた土地所有者の申出によって修正する場合がございます。

今後の対策としては、今土地職員が1名となっておりまして、職員が村内を回るといのは厳しいかと思いますが、税務課職員で対応して、この土地が現状どうなっているかというのはパトロールは強化していきたいと思っております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

この議案に入る前に、税務課長の説明で勉強会を通した結果、そして不動産鑑定士に相談した結果ということで、今回の税が決定されたという説明です。我々は正しいやり方をしていたんじゃないかなと私は思っております。そういう正しいやり方をして、今不服申立てで訴えられたんですが、今回勝訴した場合、相手を告訴する予定はありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉正志議員の御質疑にお答えします。

こちらで逆にまた告訴するとか、そういったことは考えておりません。要するに行政の税の

判断、評価の判断とか、これは客観的な判断として我々は評価審査委員会を持っておりますので、それが正しい。それに対してまた不服というのは当然認められる権利でございますので、それに対して告訴ということについては考えておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私たち議員に立候補する際に、供託金というある一定の票数を取らないと没収されるというのがあります。今回税金が不服だったからもう1回調べ直してくれということで訴えて補正予算まで組まれています。明らかに損失が発生している状況なんです。そういう状況でも、今特に告訴は検討されていないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第22号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第4．同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

同意第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を北中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所：沖縄県浦添市

氏 名：川津 知大

生年月日：昭和59年生

任 期：選任の日から3年間

令和5年5月15日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村固定資産評価審査委員会委員が令和5年3月31日をもって任期満了となり新たに選任する必要があるため。

略歴書については添付されてございますので、お目通しのほうをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

まず、全体的な部分で質疑します。

こちらのほう、かがみのほうでは、委員会委員の任命というふうになっているんですけども、議案の中身は選任なんですよ、今村長も言っているように。これはどちらかに合わせたほうがいいのかないかなというふうに思っていますので、この辺、次回は訂正よろしくお願いします。

それとあと、議会運営委員会の中でも少し指摘があったと思うんですけども、学歴の年号とか、そういったものがみんなばらばらで統一されていなかったということがありましたので、そういった部分でも統一していただきたいというのと、もう1点は特別職職員です、こちらの方々は。しっかり顔写真もあったほうがいいのか。しっかり村のためにやっていただける職員ということで、顔写真も載せていただきたいなというのは、再三再四申し上げているところでありますけれども、この辺もしっかり検討してください。

それで中身のほうですけども、この川津さんですが、初めにもらった略歴書の中では司法書士合格が入っているんですけども、新しく年号を書いた部分では司法書士合格が入っていないんですよ。この辺どういうふうになっているのか。どちらが正しいのかよろしく申し上げます。これは後の質疑でも関わってきますのでよろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

あえてですね、当初の略歴書には本人から示されたものを転記してやりました。委員会の中である程度指摘があったものですから、統一を図って作り直して、差し替え用でお配りしております。試験に合格したというのは川津さんだけが記載されていたので、あえてその部分は統一を図るために省かせていただきました。何ら資格がないとかそういうことはありません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ほかの方々にも当てはまることなんですけれども、我々前回報酬を上げるということで話をしまして、ここで有識者というのがどういうものなのかということで、いろいろ議論されたと思うんですよ。経験値なのか、資格なのか、私はここでこの報酬を上げたのが資格があるから司法書士受かっていますよ。後の方は建物土地鑑定士の資格持っていますよ。次の方は税理士の経験があるような感じですけども、この税理士の資格を持っていますよということで、私なんかはそれだからしっかり報酬も上げて、そういった認識、しっかりした方々なんだろうなというふうに思っています。今の質疑をしているんですけども、しっかり資格というのを、どういうふうな資格を持っているのかということも入れ込んだほうがしっかりした説明になるんだというふうに思います。その辺はどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

試験に合格しただけで資格が得られるわけではないんですね。いろいろ試験に合格して、初めて実務経験して、それから事務所に登録する、県のほうに登録して初めて営みの許可が得られ

る。だから、当然それは、弁護士でしたら弁護士としてホームページに弁護士ですと記載されている。川津さんに関しては弁護士なので、司法試験に受かってそれから研修を受けて弁護士の登録をやっています。そういったものは確認しながらやっています。不動産鑑定士についてもちゃんと登録されている方というのは確認を取っています。

ただ、ごめんなさい。添付資料としてはないんですけども、こういった不動産鑑定士登録証明だったりとか一応取ってそうですよというのは、自分たちの裏データで確認は一応取っているような状況です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今後、選任する際は資格証も添付して、しっかりした資格の持ち主だということを皆さんに示したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

3名の方々、選考委員会が、選考する会議があったと思うんですが、そこで3名の方々に対して懲罰の確認とかも行われていますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

選考委員会というものはございません。懲罰の確認は略歴書をもって懲罰のものはないので、

懲罰の確認は略歴書をもって確認しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、そういうことであれば、当初上間議員からもあったように、ちょっと説明が足りないのかなというふうに私は思いました。もう1点聞きたいのがですね、任期が選任の日から3年間となっていますが、選任の日というのはいつ頃を予定されていますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

すぐにでも選任したいと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今回の議会で承認されたら、すぐにでもということでもよろしい、議会の後ということでもよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

その考えでもよろしいです。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねします。

比嘉正志議員と同様の質疑であります。任期について選任の日から3年間とあります。提案理由として、3月31日、前任者が任期満了を迎えたという3名の方の選任ではありますけれども、としますと、選任の日から3年間といいますと、例えば今日なり明日なり、必ず3年間となると年度をまたぎますよね、任期満了が。

いろんなこのような委員会の場合は大体2年なり3年なり、3月末をもっての任期満了がほとんどなんですけれども、これは支障がないのか。3月31日をもって任期満了、前任者がそうなので。本当は前任者の空白時間があつたのでそれに合わせると3年後の3月31日と明記したほうがよろしかったのではないかと思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

既に選任された方がお辞めになった場合、欠員が生じた場合はその方の任期を取るんですが、今回は新たに選任ですので、法律上は3年間とするとうたわれています。3年間とするというのは3年以内ではなく3年という法解釈がありますので、選任の日から3年間としてごさいます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

改めてですね、前回の臨時議会でもいろんな質疑応答がありましたけれども、実際は空白期間があつたこと自体がよろしくない状態だつたと思います。今の任期からしてもね。その辺は今後も重々気をつけられて、任期満了を迎える諸準備、もちろん訴訟も控えていてなかなか考えていなかったということもあると思いますけれども、今後に向けてのその辺の選任の仕方、任期とも兼ね合つてもう一度お考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

重々その任期については気をつけながら、空白期間が生じないように対応していきたいと考えてごさいます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

先ほど上間堅治議員からも質疑がありました。大体同じような形になる部分がありますが、質疑をさせていただきます。

まず、我々に送られてきたものが議案の送付なんです。これは村長から送られてきたものなんですけれども、議案としてですね、同意第2号、ここには任命とあるわけです。私はこの任命が正しいというふうに思っております。そしてその内容を見るとですね、2号から3号、同じような状況になるんですが、そこには選任をしたい。選任をしたいというのであれば、何人かの、私の感覚では何人かを推薦して、この名前があつて、誰にしましょうかというような感覚を受けるんです。ですからここも選任で統一をしていただきたいというふうに私は思っております。1点目が今の件です。

2点目、まず同意第2号の件です。これは第3号も4号も同じような形になるんですが、まず川津弁護士、この方と業務契約といひますか、それともその人が所属している会社なのか、この辺もはっきりさせていただければと。そしてこの方、確かに弁護士であります。しかし、私は日本弁護士連合会、あるいは沖縄弁護士会の身分証明書があるようです。これが発行されているようですので、それと登録番号をこの資料に添付をしていただきたい、そのように思っております。3年後といたらちょっと長すぎる。我々もその本人の確認もしたいし、資料で確認したいと思っておりますので、ぜひこれに差し替えをお願いしたい。それと本人と直接お会いしたことがあるのか。電話だけなのか。面談をした実績があるのか。その辺も併せてお聞きをしたいというふうに思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間議員からも御指摘があったとおりですね、任命と選任についてはですね、選任のほうで統一させていただきたいと思います。送付書のほうが間違っ、本来だったら選任についてというのが正しい記載です。

律也議員がおっしゃっていた表現の方法なんです、法律の中で選任という言葉が使われているので同じように選任という表現にさせていただきます。

併せてのぞみ法律事務所と川津先生個人と契約、どちらかというお話なんです、これは委託業務ではありませんので、何かしら契約書を締結するというものではございません。来ていただいた場合、費用弁償であったりとか報酬で対応していくものでございます。

それとですね、添付資料、後ほどですね、登録番号だったりこの人の資格を有する証明書の写しを後ほど提供したいと思います。

この3名と直接お会いしております。話もさせていただきました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

非常勤の特別職の選任についてですけれども、外部のほうに任せるのは委嘱、そして内部のほうですと任命という形を使います。多分これまでも職員とかそういったあたりがやるんだったら任命で私は適切かと思えます。ただ、それを

外部にする場合は委嘱という形を取りますので、これは選任のほうが適切かと思えます。選任は両方を包含するということで、選任で、そして個別の同意のものの選任で正しいかと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは、これは任命じゃなくて選任になるわけですね。表紙のほうも。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

任命の場合は内部の人に、例えば私の権限に及ぶ範囲については任命という形を取ります。ただ、それが私の権限の及ばない外部のものについては委嘱とかそういったものを使います。選任にはその2つを包含した意味合いがございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは次にですね、さっき報酬で対応という御説明をいただきました。変わる可能性があるんですか、川津さんの代わりに誰かが来たとか、いらっしゃるとかそういうのもあるんですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

この前の臨時議会で報酬の改定をさせていただきました。あくまでも報酬での対応になります。人が変わったから委託業務になるとかそういうことはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第2号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定されました。

日程第5．同意第3号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（比嘉義彦）

日程第5．同意第3号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、同意第3号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

同意第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を北中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所：沖縄県中頭郡読谷村

氏 名：当真 嗣哲

生年月日：昭和34年生

任 期：選任の日から3年間

令和5年5月15日 提出

提案理由

北中城村固定資産評価審査委員会委員が令和5年3月31日をもって任期満了となり新たに選任する必要があるため。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 北中城村固定資産評価

審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第3号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定されました。

日程第6． 同意第4号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（比嘉義彦）

日程第6． 同意第4号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

では、同意第4号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

同意第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を北中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所：沖縄県那覇市

氏 名：濱元 毅

生年月日：昭和40年生

任 期：選任の日から3年間

令和5年5月15日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村固定資産評価審査委員会委員が令和5年3月31日をもって任期満了となり新たに選任する必要があるため。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第4号 北中城村固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第3回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比嘉義彦

署名議員 比嘉義弘

署名議員 名幸利積